

別紙3 被扶養者の認定を受ける場合の提出書類一覧表

様式ダウンロード		申告書	申告書	被扶養者証	続柄	同一世帯	理由	扶養義務確認	生計同一	扶養手当	事由発生日の確認	所得	所得	所得	第3号	
提出書類		可	可				可	可							①可	
区分及び		被扶養者申告書	個人番号記入様式 <input checked="" type="checkbox"/>	1 前共済組合の組合員被扶養者証	2 戸籍謄本	3 住民票謄本	4 被扶養者申告理由書	5 被扶養義務者の扶養していない旨の申立書	6 送金を証明できる書類の写し(別居の場合のみ)	7 扶養手当申告書と添付書類の写し	8 資格喪失証明書	9 在学証明書	10 所得の内容を証明する書類	11 年金の決定(改定)通知書の写し	12 その他	13 ①国民年金第3号被保険者関係届 ②基礎年金番号の写し確認できる書類の写し
		正・副	注1					注2		注3	注4		注5		注7 組合員が65歳未満の配偶者(20歳以上60歳未満)のみ	
他支部からの転入者		○	○	原 本											○	
他共済からの転入者		○	○	写 し											○	
扶養手当受給者(普通認定者)		○	○							○	○				○ 短期組合員を除く	
上記以外(特別認定者)	学生(定時制・夜間・通信制及び各種学校の学生含む)	130万円未満	○	○	○	※	○	○	○		○	○	○	注6	○ 短期組合員を除く	
	公的年金受給者・障害年金受給者・60歳以上の年金受給者	180万円未満	○	○	○	※	○	○	○		○		○	○	○ 短期組合員を除く	
	上記以外の者	130万円未満	○	○	○	※	○	○	○		○		○	注6	○ 短期組合員を除く	

※同居を認定要件とする者の認定の場合に提出する書類(配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹以外の三親等内の親族)
 ※被扶養者としての要件が生じた日から30日以内に所属所に届出をすれば、要件の生じた日から認定されますが、30日を超えたときは、届出のあった日から認定されることになります。

- 注1 出生の場合は、個人番号の取得に日数がかかることから、番号が確認でき次第、後日提出すること。
- 注2 組合員以外に扶養義務者がいる場合提出すること。
 2の戸籍謄本は、認定を受けようとする者と組合員及び組合員以外の扶養義務者が確認できるものとする。認定を受けようとする者に配偶者がいる場合は、双方の所得を明らかにする書類の写しを添付すること。夫婦共同扶養により扶養されているものにあつては、組合員と配偶者の所得を明らかにする書類の写しを添付すること。
- 注3 出生の場合は、母子手帳の写しのみでも可。(市区町村長の出生届出済証明のあるページ)
- 注4 国民健康保険に加入中の場合は、国民健康保険証の写し。
- 注5 勤労所得者…事業主の給与支払証明書及び雇用契約書の写し(雇用期間及び給与の推計ができる算定基準等の記載のあるもの)
 就労していない者…無職無収入又は非課税者であることの市区町村長の証明書の原本
 退職を機に認定を受けようとする者…退職及び失業給付を受けないことを証する書類の写し(失業給付受給の待機中の場合は、受給開始のわかる「雇用保険受給資格者証」の写し)
 事業・不動産・利子・配当等の所得者…確定申告書及びそれに添付する収支内訳書の写し
- 注6 遺族年金受給者の場合。
- 注7 短期組合員の配偶者については、事業主から年金事務所へ提出するもの。

